

## 第6章 法に規定する新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の療養生活に係る環境整備に関する事項、宿泊施設の確保に関する事項

### 【療養環境】

#### 1. 基本的事項

##### [①現状及び課題]

- 新型コロナ発生前までは、新興感染症の患者は入院医療が前提となっていました、自宅療養者等に対する医療提供の仕組みがありませんでした。
- 新型コロナの対応において、感染の急激な拡大に伴い、宿泊療養者や自宅療養者は急増し、健康観察等に係る業務量が急激に増大したことにより、保健所業務がひっ迫しました。
- 自宅療養者が増加するにつれて、健康・医療面だけでなく、生活支援が必要となるなか、本庁からの支援体制が十分ではなく、本市保健所は、その対応に苦慮しました。
- 高齢者施設等において入所者における集団感染が判明した後、入院調整等に時間を要するとともに、施設職員の感染による自宅待機、物資の不足、ゾーニングの困難さ等が重なり、通常の施設運営が困難となる事例がありました。

##### [②基本的な考え方]

- 本市は、新型インフルエンザ等感染症、又は新感染症の外出自粛対象者(厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等感染症、又は新感染症に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者及び濃厚接触者等)に対する健康観察(厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等感染症、又は新感染症の患者に対し、その病原体を保有していないことが確認されるまでの間、宿泊施設や自宅等から外出せず、感染防止に必要な協力を求め、体温その他の健康状態について報告を求める)を実施できる体制を整備します。
- 県は、自宅療養者の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性等の状況を考慮しつつ、宿泊施設の体制を整備できるよう、関係者や関係機関と協議の上、平時から準備を行います。
- 自宅療養者に対しては、外出自粛に係る生活上の支援等を行うことが求められます。
- 施設内で療養を継続し、ケアを提供する高齢者施設等においては、平時から個人防護具等を備蓄し、併せて感染症に対する研修を実施すること

となどにより、施設内で感染がまん延しないような環境を整備することが重要です。

## 2. 今後の施策

### (1) 健康観察の体制構築

- 本市は、医療関係団体との連携や民間事業者の活用などにより、外出自粛対象者を健康観察できる体制を構築します。
- 本市は、感染症の流行状況等に応じて、医療関係団体や民間事業者との委託契約等により、外出自粛対象者の健康観察を持続的に継続できるように努めます。また、県及び本市は、外出自粛対象者の体調が悪化した際に、迅速な把握及び適切な医療提供に繋げられるシステム等を構築します。

### (2) 宿泊療養の体制構築

- 県は、民間宿泊業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する宿泊施設確保措置協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行います。

### (3) 自宅療養に係る支援

- 本市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間事業者への委託を活用しつつ、食料品などの生活必需品等の支援を行います。
- 本市は、自宅療養時においても、県と医療措置協定を締結した医療機関等、もしくは医療関係団体と連携し、薬物療法等を適切に受けられる体制を確保します。

### (4) 施設療養に係る支援

- 本市は、高齢者施設等に対して、県と医療措置協定を締結した医療機関等、もしくは医療関係団体と連携し、平時から感染対策を助言できる体制を確保し、感染症の発生及びまん延時において、施設内における感染のまん延防止に努めます。
- 本市は、療養環境における感染症対策に係る有効な情報を得た際は、施設療養に係る関係者等に向けて、当該対策等に係る情報を提供します。
- 本市は、施設内で感染がまん延した際には、医療関係団体等から派遣される感染管理認定看護師等の専門家が、施設に感染症対策を直接指導できる体制を整えます。

## (5) 宿泊療養に係る支援

- 県は、宿泊療養施設の運営に係る方策として、宿泊療養施設の運営及び看護業務のマニュアル等を検討します。
- 県は、感染症の発生及びまん延時においては、医療体制の状況を踏まえつつ、迅速に職員、資機材等を確保する等、円滑な宿泊療養施設の運営体制の構築及び実施を図ります。また、宿泊療養施設の入退所者が著しく増加した際においては、宿泊療養施設において看護管理者等を配置する等、体制の強化に努めます。

### [参考]

- |   |
|---|
| ○厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目<br>第十 宿泊施設の確保に関する事項<br>第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症<br>外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 |
| ○関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」<br>(1)医療提供体制<br>(4)宿泊療養体制   |